

市税等の納期限

(土・日曜日、祝日などの場合は翌日)

税目等	納期限
固定資産税・都市計画税	1期=4/30 2期=7/31 3期=9/30 4期=12/25
市・道民税 (普通徴収)	1期=6/30 2期=8/31 3期=10/31 4期=1/31
市・道民税 (給与からの特別徴収)	徴収した日の翌月10日
軽自動車税種別割	5/31
国民健康保険料	6月～翌年3月の各月末 (12月は25日)

暮らしを支える市税と国保料
市税や国民健康保険料(国保料)には、皆さんの暮らしや医療を支える大切な役割があり、皆さんが公平に負担しています。

納められた市税は、子育て支援や福祉サービス、ごみの処理、道路・公園などの整備、教育、消防・救急などに使われています。もし納付されなければ、市の財源が不足し、行政サービスの低下につながります。また、納付が遅れると、納期限までに納付している方との公平性が保てません。

市税・国保料は、必ず納期限までに納めてください。



スマホ決済は、いつでも、どこでも、市税等を納付することができます!

市税・国保料の納め方

□座振替、納付書納付、特別徴収による納付方法があります。
□座振替は、金融機関等に出向いて支払う手間や、納め忘れがなく、手続も簡単です。

また、バーコード付きの納付書は、コンビニエンスストアの他、スマートフォン等でも納付(スマホ決済)できます。詳細は市HPに掲載しています。

□座振替やスマホ決済についての問い合わせは、**納税管理課 25・5917**まで。



納期限到来の通知サービスを開始

今年10月から、納期限までに納付の確認ができていない方に、携帯電話のSMS(ショートメッセージサービス)で納期限の到来をお知らせしています。SMSを受信した際に納付をお忘れの場合は、速やかに納付をお願いします。

なお、市が納付を確認できるまで最大で2週間程度かかるため、行き違いでSMSや督促状が届くことがあります。詳細は市HPに掲載しています。

また、納税推進課から口座番号を指定して振込みを求めたり、ATMの操作をお願いします。

お問い合わせは、**納税推進課 25・5980**まで。



困った!納められない! まずはご相談ください

納付の猶与制度があります



納税推進課

25・5980

(総合庁舎2階 22番窓口)

納付の猶予を受けると...

市税・国保料を納付できない事情のある方は、必ずご相談ください

開庁時間内に相談できない方のために、夜間・休日納付相談窓口を設けています。開設日は毎月本誌でお知らせしています(今月は24ページに掲載)

市税等には納付の猶予制度があります。災害や盗難で財産を失った方や、著しい損失で事業を廃止した方など、やむを得ず納付できないときは、早めにご相談ください

申請には収支明細書等が必要です。また、担保が必要な場合があります

- 原則1年(最大2年)以内に限り、納付が猶予されます
- 猶予期間中の延滞金の一部または全部が免除されます

市税等を納めないでいると大変なことに...!

市税・国保料を納期限までに納めていない方には、督促状を送付して未納であることをお知らせします。また、電話や文書での催告や、自宅訪問などで自主的な納付を促しています。

それでも納付されない場合は、法律に基づき預貯金や給与、不動産などの財産を調査し、差し押さえることになります。

督促状が届いたら、必ず読んでください。特別な事情があり納付が困難な場合は、**納税推進課(25・5980)**にご相談ください。

